



第1部



總論

第1章 長野県における環境行政の動き

本県では、「すべてのものの参加と連携の下、自然と人が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築く」という「長野県環境基本条例」の理念の実現に向けて、各種施策を推進しています。

1 地球温暖化対策

地球温暖化対策については、温室効果ガス*排出量の増加や東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故にともなうエネルギー情勢の変化を踏まえ、地球温暖化対策と環境エネルギー政策を統合して推進するため、平成25年2月に「長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」を策定し、平成32年度を短期目標として、省エネルギー化の促進、自然エネルギーの普及拡大、総合的な地球温暖化対策の推進を政策の3本柱として取り組むこととしました。また、「長野県地球温暖化対策条例」を改正し、より実効性の高い地球温暖化対策を実施していくこととしました。

省エネルギー化の促進については、条例改正により対象事業者を拡大することとした「事業活動温 暖化対策計画書制度」や、建築物の新築に当たって環境エネルギー性能や自然エネルギーの導入を検討いただく制度の平成26年度からの実施に向け、制度の周知などを進めたほか、9月から家庭の省エネサポート制度をスタートさせました。

自然エネルギーの普及拡大については、「地域主導型自然エネルギー創出支援事業」や「グリーンニューディール基金事業」により、自然エネルギーの普及拡大を促進するとともに、新たな支援策を構築するため、「自然エネルギー地域基金」を創設しました。また、「自然エネルギー信州ネット」との連携や、「1村1自然エネルギープロジェクト」、「小水力発電キャラバン隊」の実施などを通じて自然エネルギーのノウハウの向上に努めました。

これらの取組により、平成25年度の「発電設備容量でみるエネルギー自給率」は70%と、「長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン）」に掲げる平成29年度の目標を4年前倒しで達成することができました。

2 廃棄物対策

廃棄物対策については、環境の保全と循環型社会の形成を目指し、3R（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル））の推進、及び廃棄物の適正処理の確保に向け、長野県廃棄物処理計画（第三期）に基づき、施策を展開しています。

一般廃棄物*の削減については、市町村が行う一般廃棄物の減量やリサイクルを一層推進するため、ニーズを的確に捉えながら技術的支援を行っています。

県としても、「レジ袋削減県民スクラム運動」を展開し、平成24年9月には、削減に最も効果のある「レジ袋無料配布中止」を知事が提唱し、できる地域、できる事業者から実施してきました。取組の結果、マイバッグ等持参率が当初目標の60%を超えたことから、平成25年10月に、消費者・事業者・行政、各主体の新たな目標を盛り込んだ「レジ袋削減協働アピール」を決定しました。消費者の目標を3年以内にマイバッグ等持参率を80%以上とするなど、それぞれの主体ごとの目標設定しています。今後も、生活に身近なリデュースの取組として、マイバッグ持参の意識が根付いていくことを目指します。

また、「食べ残しを減らそう県民運動」を実施し、生ごみを減らす取組も行っています。

産業廃棄物*の発生抑制や資源化の推進については、産業廃棄物3Rフォーラムや産業廃棄物3Rセミナーを開催し、先駆的な取組事例の紹介や、具体的なアドバイスを行いました。

廃棄物の適正処理の確保については、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」に基づき、排出者や処理業者などに対し県独自の指導や規制を行い、また、廃棄物処理施設設置などの計画に対しては、事業計画協議制度に基づき地域の合意形成を図るとともに、不適正処理及び不法投棄防止対策として、産業廃棄物処理の監視・指導体制の強化を図り、廃棄物の許認可から監視・指導までを一体的に推進しています。

*環境関係用語の解説 温室効果ガス→p.187、一般廃棄物→p.187、産業廃棄物→p.188

3 水・大気環境保全対策

水環境については、現在及び将来の世代が清らかで豊かな水資源を引き続き享受できるよう保全していく必要があります。

近年、全国的に目的不明な森林買収の事例やかん養機能の低下による水位の低下などを契機として、水資源の重要性に対する認識が急速に高まっています。

また、現在、県内河川の環境基準*達成率は高い水準で推移していますが、湖沼の環境基準達成率は50%前後で横ばい傾向にあり、市街地や農地等の非特定汚染源からの汚濁負荷の削減が課題になっています。

こうした中、県では、県民共有の貴重な財産である水資源や水辺環境を保全するため、平成25年3月に水資源保全地域の指定と同地域における土地取引等の事前届出制の導入を盛り込んだ「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」を制定するとともに、「第5次長野県水環境保全総合計画」や「第6期諏訪湖水質保全計画」を策定し、県民との協働の下、水量、水質、流域、水辺など水環境の保全に係る施策を総合的に推進しています。

生活排水対策については、生活環境のみならず、良好な水環境を保全する上で、極めて重要な役割を担っています。本県の生活排水施設は概ね整備が完了(平成25年度末の污水処理人口普及率96.8%、全国第5位)し、「整備促進の時代」から「持続的な管理経営の時代」を迎えています。県では、平成22年8月に策定した長野県「水循環・資源循環のみち2010」構想により、生活排水施設の持続可能な管理経営による良好な水環境の保全と資源循環の取組を推進しています。

大気環境については、光化学オキシダント*を除き、二酸化窒素等常時監視を行っている全ての項目が環境基準を達成しており、おおむね良好な状況にあります。

有害化学物質対策については、ダイオキシン類*の環境中の大気、水、土壤、底質に関する調査や、焼却施設の排ガス検査を行い、環境基準や排出基準の達成状況を把握し、発生抑制の指導や情報提供を行っています。

4 自然保護対策

わが国は、世界の中でも生物多様性*のホットスポットと評価されていますが、中でも、複雑な山岳地形や気候など変化のある地域特性が重なっている本県は、取り分け生物多様性の豊かな場所と考えられています。

しかしながら、里地里山*利用の衰退、ニホンジカや外来生物の分布拡大、地球温暖化の影響などにより、現在、多くの野生動植物の生息・生育環境が脅かされています。

このような県内の動植物の危機的状況を改善するため、県では平成24年2月に「生物多様性ながの県戦略」を策定し、本県の自然環境が世界的にも多様で貴重なものであることを再認識するとともに、これを後世に残していくことを固く決意し、本県の生物多様性の保全や持続可能な利用の推進に向けた各種施策を着実に推進しています。

この生物多様性の保全に向けた取組の一つとして、平成24年度から、県内の希少野生動植物の生息・生育状況の現状を明らかにした「長野県版レッドリスト*」の改訂に着手しました。そして、平成26年3月、改訂版となる「長野県版レッドリスト(植物編)2014」を策定し、平成26年度は、残る「長野県版レッドリスト(動物編)2015(仮称)」の策定に向け、作業を進めています。

また、この「長野県版レッドリスト」等の情報を基に、特に保護することが必要な野生動植物については、「長野県希少野生動植物保護条例」に基づき、具体的な保護施策や個体数の回復に必要な対策を進めるべく「保護回復事業計画」の作成を進めています。すでに平成25年度までに11種の同計画策定を行い、その生息・生育環境の保全に向けた取組を推進しているところです。

また、国内随一の山岳が連なる本県には、年間70万人以上の登山者が訪れ、最近では中高年や外国人登山者の増加、山ガールのブームなどによる登山者層の変化により、登山道、トイレなどの山岳関係の施設に求められるものも変化しているほか、ニホンジカの高山帯への侵入など、山岳環境を取り巻く状況が大きく変化してきています。これらの状況を受け、県では、平成25年度に登山道を始めとする山岳環境の総点検を実施し、この結果を踏まえながら、関係機関や山岳関係者間との情報交換と認識の共有、今後の登山道の整備等を進める方策について検討を進めています。

* 環境基準→p.187、光化学オキシダント→p.188、ダイオキシン類→p.189、生物多様性→p.189、里山→p.188、レッドリスト→p.191